

## 国民年金

### 保険料の支払い忘れはありませんか

国民年金には、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金などがあります。保険料の支払い忘れがあると、年金額が少なくなったり、年金を受け取れなくなったりする場合がありますので、忘れずにお支払いください。

#### 社会保険料控除証明書をお送りします

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象です。A 9月30日までに支払った方には11月上旬 B 10月～12月に今年初めて支払った方には来年2月上旬に、日本年金機構から、年末調整・確定申告で使える同証明書をお送りします。Aの方で10月以降の支払分がある場合は、その領収書も申告時に添付してください。

同証明書について詳しくは、☎0570-003-004・☎6630-2525(いずれも平日8時30分～19時・第2土曜9時30分～16時)にお問い合わせください。

#### 【いずれも】

▶問=板橋年金事務所☎3962-1481、板橋区国保年金課国民年金係☎3579-2431

## お知らせ

### 高等学校などの進学先個別相談会

▶とき=11月6日(土)11時～16時(受付は15時まで)▶ところ=教育支援センター(区役所6階)※当日、直接会場へ。▶対象=区内在住で、不登校の中学生とその保護者▶問=同センター教育相談係☎3579-2195



### みこしが修繕されました

(一財)自治総合センターの宝くじの助成金を受け、大和町会のみこしが修繕されました。

▶問=地域振興課地域振興係☎3579-2163



### 日本庭園で七五三の記念撮影をしませんか

▶とき=12月27日(月)まで、9時～16時30分▶ところ=徳水亭(水車公園内)※子ども用和傘の貸出あり▶問=北部土木サービスセンター地域連携係☎5398-1259



## 募集

### フォスタリング(里親包括支援)事業を行う事業者

▶期間=来年4月から1年間▶選定=プロポーザル方式▶募集要項の配布場所=区ホームページ▶申込・問=11月5日(金)まで、必要書類を直接、児童相談所開設準備課連携調整係(区役所5階②窓口)☎3579-2733

### 区立小・中学校の英語指導業務を行う事業者

▶期間=来年4月から1年間▶選定=プロポーザル方式※申込方法など詳しくは、募集要項をご覧ください。▶募集要項の配布場所=指導室(区役所6階⑦窓口)・区ホームページ▶問=指導室学習支援係☎3579-2615

## 福祉

### 脳力アップ教室

#### ▶ところ・とき

A オンライン…11月4日～12月9日の毎週木曜 ※オンライン会議システム「Zoom」を使用※初日におとしより保健福祉センターで説明会あり

B まなぼーと成増…11月9日～12月14日(11月23日を除く)の毎週火曜

C おとしより保健福祉センター…11月10日～12月8日の毎週水曜

※A B 10時～11時45分 C 14時～15時45分

▶内容=脳の機能を鍛える運動・トレーニング

▶対象=区内在住の65歳以上で、要支援・要介護認定を受けていない方▶定員=A～C各15人(申込順)▶費用=500円▶申込・問

=10月18日(月)朝9時から、電話で、おとしより保健福祉センター認知症施策推進係☎5970-1121



## 傍聴

### 福祉有償運送運営協議会

▶とき=10月29日(金)10時から▶ところ=第三委員会室(区役所11階)▶内容=区内で活動する福祉有償運送団体の登録申請の審議▶定員=10人(申込順)▶申込・問=10月18日(月)朝9時から、直接または電話・FAX・Eメールで、障がいサービス課福祉係(区役所2階⑩窓口)☎3579-2362☎3579-2364☎f-fukushi@city.itabashi.tokyo.jp※申込記入例(4面)参照

都市計画審議会

▶とき=11月1日(月)14時から▶ところ=第一委員会室(区役所11階)▶内容=生産緑地地区の変更・特定生産緑地の指定など※申込方法など詳しくは、お問い合わせください。▶問=都市計画課調整・都市基盤DX係☎3579-2566

# みなさんの保険料が各制度を支えています

# 支払いをお忘れなく

国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度の各制度は、加入者一人ひとりが保険料を支払い、少ない負担でサービスを受けられる相互扶助の制度です。いつまでも安心して暮らすために、支払期限までに保険料を支払い、各制度をみなさんで支え合しましょう。

	国民健康保険	介護保険	後期高齢者医療制度
目的	病気・けがに備えて、加入者が保険料を支払い、少ない負担で医療を受けられる相互扶助の制度	介護が必要な状態になっても、自立した生活を送れるように、必要な介護サービスを受けられる制度	被保険者の医療費を国民全体で支える制度
対象	74歳以下で、ほかの健康保険に加入していない方	<ul style="list-style-type: none"> <li>65歳以上の方(第1号被保険者)</li> <li>40～64歳の方(第2号被保険者)※医療保険と合わせて徴収</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>75歳以上の方</li> <li>一定の障がいがある65歳以上で、加入申請した方</li> </ul>
支払方法	普通徴収	口座振替または納付書※便利で確実な口座振替をご利用ください。また、キャッシュカードのみで手続きできるサービスあり。詳しくは、お問い合わせください。※納付書払いの方は支払期限までに、金融機関、コンビニエンスストア、区役所、各区民事務所、モバイルレジ・電子マネー(区ホームページ参照)でお支払いください。	
	特別徴収	原則、世帯内の国民健康保険被保険者全員が65～74歳の世帯主(国民健康保険以外の社会保険などに加入する場合を除く)で、次の両方の要件を満たす方は、年金から保険料が差し引かれます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>年金受給額が年額18万円以上</li> <li>介護保険料と国民健康保険料の合計額が、年金受給額の2分の1以下</li> </ul>	年額18万円(月額1万5000円)以上の老齢・退職・遺族・障害年金を受給している方は、年金から保険料が差し引かれます。※普通徴収への変更不可※65歳になったばかりの方・ほかの区市町村から転入した方・年度の途中で保険料が変更になった方などは、一時的に普通徴収になる場合あり。
滞納した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>延滞金の徴収</li> <li>短期被保険者証の交付(有効期限が短く、8か月ごとの更新手続きが必要)</li> <li>被保険者資格証明書の交付(医療費の全額自己負担)</li> <li>保険給付の全部または一部差し止め</li> <li>財産の差し押さえ(法律に基づく滞納処分)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護サービス費の支払方法の変更(利用費を被保険者が一時的に全額負担)</li> <li>保険給付の一時差し止め(未払い分の保険料に充当)</li> <li>保険給付の減額・高額サービス費の支給停止(保険給付率を6割または7割に引き下げなど)</li> <li>財産の差し押さえ(法律に基づく滞納処分)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>財産の差し押さえ(法律に基づく滞納処分)</li> </ul>
問	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険料・資格について…国保年金課国保資格係☎3579-2406</li> <li>お支払いについて…国保年金課国保収納係☎3579-2409</li> <li>滞納処分・差し押さえについて…国保年金課国保特別整理係☎3579-2437</li> </ul>	介護保険課資格保険料係☎3579-2359	後期高齢医療制度課管理収納係☎3579-2327

※経済的な事情などで保険料の支払いが困難な方は、分割納付・減免制度を適用できる場合がありますので、お問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症の影響で、記事の内容が中止・変更になる場合があります。詳しくは、区ホームページをご覧ください